

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置について
提言書（素案）

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

はじめに

近年、全国的には人口減少期を迎え少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるものの、今後しばらくは増加することが予想されています。

近年では、平成20年度に赤池小学校、平成25年度には、竹の山小学校及び日進北中学校が開校し、平成37年までの児童生徒数の推計においては、過大規模校や普通教室の不足は発生しないものの、区画整理事業や宅地開発等による人口変動が想定されるため人口推移の動向に注視する必要があるとされています。

このような状況において、学校施設の整備にあたっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。

また、市内に大規模校と小規模校をともに抱える現状から、学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

この提言を踏まえ、教育委員会においては、より良い教育環境の整備を期待するとともに、併せてこの提言内容の具体化にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民のみなさんの理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みが推進されることを切に願います。

令和 年 月 日

日進市立小中学校適正規模等検討委員会
委員長

目 次

I	現状
1	小中学校の現状
	(1) 児童生徒数の推移
	(2) 学級数の推移
	(3) 通学区域
II	学校の適正規模
1	小規模校及び大規模校の特徴
2	学校規模の適正化の必要性
3	適正規模の基準
III	学校の適正配置
1	適正配置の基準
	(1) 基本となる考え方
	(2) 配置の基準
2	適正配置への取組み方
	(1) 小規模校・過小規模校への対応
	(2) 大規模校・過大規模校への対応
3	適正配置への具体的な進め方

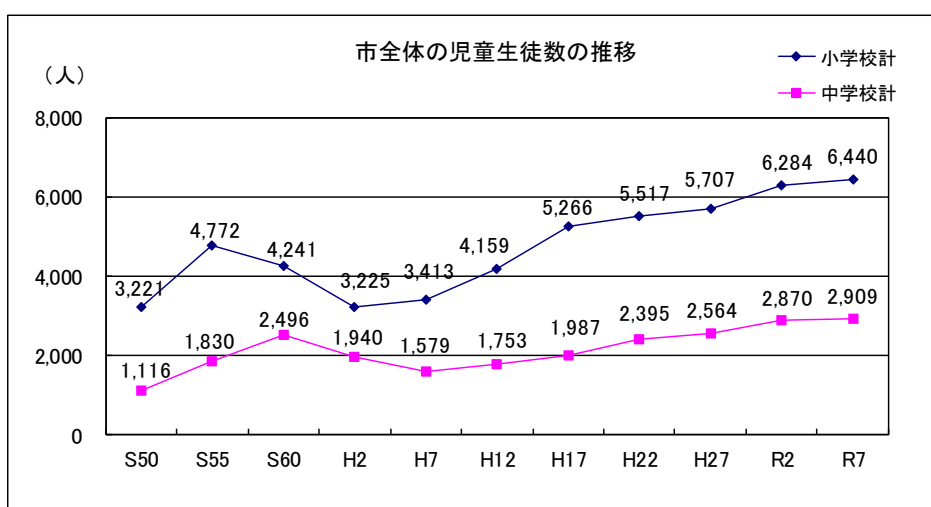
I 現状

1 小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

- ・小学校の児童数は、昭和 55 年の 4,772 人をピークに減少傾向を示していたが、平成 2 年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成 27 年には 5,707 人となっている。将来の推移についても、増加すると予想される（※令和元年は 6,065 人）
- ・中学校の生徒数は、小学校より 5 年遅れで同じ傾向を示しており、昭和 60 年の 2,496 人をピークに減少傾向を示していたが、平成 7 年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成 27 年には 2,564 人となっている。将来の推移についてもゆるやかに増加すると予想される。（※令和元年は 2,588 人）

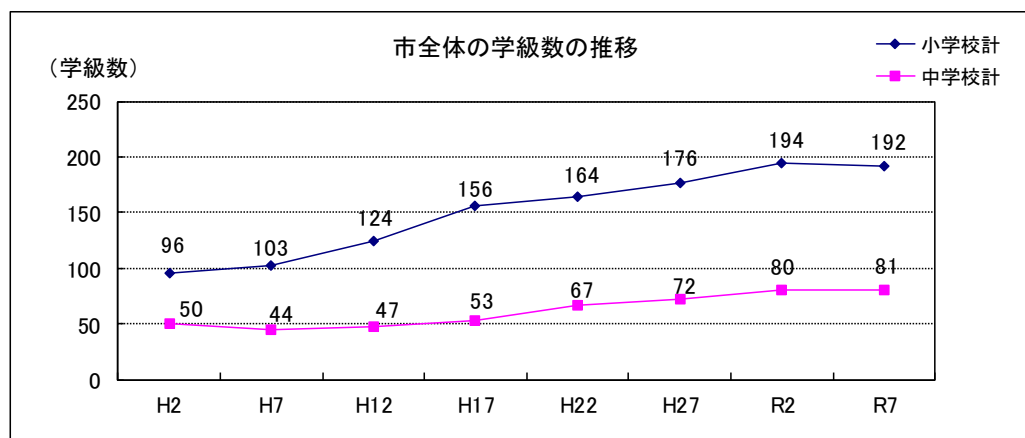
（平成 28 年 5 月児童生徒推計資料より）



(2) 学級数の推移

- ・小学校の学級数は、平成 2 年度以降増加傾向を持続しており、令和 2 年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。（※令和元年は 188 学級）
- ・中学校の学級数は、小学校より遅れて増加傾向を示し、令和 2 年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。（※令和元年は 73 学級）

（平成 28 年 5 月児童生徒推計資料より ※学級数に特別支援学級の数は含まない）



(3) 通学区域

通学区域については、「就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」（学校教育法施行令第5条2項）と規定されており、日進市においても、この規定に基づき、「日進市立小中学校通学区域に関する規則」において、あらかじめ学校毎に通学区域を設定し、就学する学校を指定している。

また、通学距離については、「小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内」とされている（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）が、日進市では、独自の基準として「小学校は3.0km以内、中学校は5.0km以内」を一定の基準としている。

現在、本市の小学校の児童の大半は徒歩で通学しており、通学距離は概ね2.5km以内であるが、米野木町三ヶ峯地区では、4kmを超えており、公共交通機関（バス）を利用している児童もいる。

中学校の生徒は、徒歩及び自転車で通学しており、通学距離は概ね5km以内であり、通学距離や道路整備状況等により自転車通学を認めているが、近年、登下校時の自転車での交通事故が発生することもあり、また、朝の登校時は自転車が集中し、交差点や学校周辺道路に自転車が滞留することから、安全性や他の通行人及び周辺住民への配慮が課題となっている。

II 学校の適正規模

1 小規模校及び大規模校の特徴

学習面、生活面、学校運営面などで、以下のような特徴がある。

【小規模校のメリット】

- ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすく、また異なった学年との縦の交流が生まれやすい。
- ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。
- ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。

【小規模校のデメリット】

- ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や、学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・運動会や学習発表会等の集団で行う学校行事に制約が生じやすい。
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
- ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。
- ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。
- ・教員一人に複数の校務分掌が集中しやすい。

【大規模校のメリット】

- ・集団の中で、多様な考え方に触れ、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。
- ・運動会や学習発表会等の集団で行う学校行事に活気が生じやすい。
- ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり選択の幅が広がりやすい。
- ・クラス替えがしやすいことなどから、人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる。
- ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行やすい。
- ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。
- ・校務分掌や係分担等で、教員の負担を軽減できる。

【大規模校のデメリット】

- ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
- ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
- ・教職員相互の連絡調整が図りづらい。
- ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、部活動を含む学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

2 学校規模の適正化の必要性

学校規模が小さいと、人間関係の固定化によって集団生活の中で得られる社会性や協調性を育む機会が減少してしまうことなどが危惧される。

一方、学校規模が大きくなると、教室数が不足し、特別教室や体育館など施設の利用や教材の使用が制限されるなどの弊害が出ることが考えられる。

このような学校間での教育環境の不均衡を是正していくため、学校の適正規模及び適正配置を検討し、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図っていくことが必要になる。

なお、学校規模を検討するにあたり、児童生徒数や教職員数、教室数や施設の面積などを規模の基準とすることもできるが、法令では学校規模を学級数で示しており、学級数によって教職員数や教室数なども決まってくることから、学級数を学校規模の基準とする。

3 適正規模の基準

国の基準などを参考に、学校の規模を次のように定める。

規 模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	6 学級以下	7 から 11 学級	12 から 24 学級	25 から 30 学級	31 学級以上
中学校	6 学級以下	7 から 11 学級	12 から 18 学級	19 から 30 学級	31 学級以上

※学級数には特別支援学級の数は含まない

【各規模の定義】

過小規模校：複式学級が発生し是正を要する規模

小規模校：クラス替えができなくなる学年があり是正を要する規模

適正規模校：望ましい又は理想とする規模。必ずしも適正規模でないと直ちに是正しなければならないというものではなく、できる限りそれに近づけるように目指す標準としての規模をいう。

大規模校：施設の収容能力によっては是正を要する規模

過大規模校：学校活動や学校運営に支障がでるため是正を要する規模

Ⅲ 学校の適正配置

1 適正配置の基準

(1) 基本となる考え方

- ①学校(地域)によって教育環境にできるだけ差が生じないように配慮することが必要。
- ②児童生徒の通学にかかる負担を考慮し、安全性を確保することが必要。
- ③学校と地域コミュニティのつながりに配慮することが必要。

(2) 配置の基準

- ①学校間で教育環境の差が生じないように、適正な規模の学校を地域にバランスよく配置されること。
- ②通学距離について、小学校は3.0km以内、中学校は5.0km以内を一定の基準とすること。なお、自転車通学については、生徒の安全性などを考慮し、今後、その運用について検討する必要があると思われる。
- ③通学区域は、行政区や自治会等の地域コミュニティとできるだけ整合していること。

なお、この基準を満たすことができない場合においては、公共交通機関の利用を認めるなど、児童生徒の通学にかかる負担軽減や安全の確保に配慮を図るものとする。

2 適正配置への取り組み方

(1) 小規模・過小規模校への対応

- ①小規模校(7から11学級)・過小規模校(6学級以下)ともに、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過小規模校及び小規模化の著しい学校から優先的に取り組むものとする。

ア 学区の見直し等により適正化を図る。

イ 近接する学校との統合を行う。

※小学校と中学校が近接する場合は、上記の他に小中併設校とすることも考えられる。

(2) 大規模・過大規模校への対応

①過大規模校（31 学級以上）については、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過大規模校及び大規模化の著しい学校から優先して取り組むものとする。

ア 学区の見直しや学校施設の増築により適正化を図る。

イ 上記の方法では対応しきれない場合で、さらに長期間にわたり過大規模の状態が続くことが予想される場合は、新設校の建設について検討する。なお、この場合は建設用地の確保についても十分考慮する必要がある。

②大規模校（小学校 25 から 30 学級、中学校 19 から 30 学級）については、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、過大規模校となることが予想される場合や、施設規模（施設面積や運動場面積等）が、当該児童生徒に対して著しく狭い場合などについては、過大規模校に準拠したかたちでその対応を検討する。また、それ以外の場合においても、児童生徒のより良い教育環境整備に必要なものについては、適宜、適切な方法において検討を図るものとする。

※今後、この基本方針に基づき具体的な措置を講じる際には、特別支援学級や特別教室、体育館やプールなどの施設についても考慮するものとする。

3 適正配置への具体的な進め方

学校の適正配置を進めるにあたっては、次のような取り組みを行う。

- ①適正化の対象となる学校があるかどうかの判定や適正化の手法等について検討する組織を設置する。
- ②上記組織の検討結果に基づき、適正化を具体的に進めていくための検討組織を設置する。
(例：学区の見直し等であれば学区検討部会など)
- ③取り組みを行うにあたっては、情報公開に努めるとともに、地域住民との対話と連携を図りながら進めるものとする。
- ④本基本方針については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときにはその都度見直しの検討を行う。